

鳥取市議会 2014年6月定例会 議員提出議案第4号地域 包括ケアシステム構築のため地域の实情に応じた支援を求 める意見書 反対討論 日本共産党鳥取市議団 田中文字

日本共産党市議団を代表して、議員提出議案第4号地域包括ケアシステム構築のため地域の实情に応じた支援を求める意見書の提出について、反対の立場で討論をおこないます。

地域包括ケアシステムとは、「住まいを基本に、医療・看護・予防・生活支援サービスが切れ目なく提供される体制」と定義されており、「住み慣れた地域で、最期まで暮らし続けたい」という願いを実現するために、2025年までに中学校区を単位に整備する課題となっています。これについては、今後の高齢化の進展、独居や老々世帯、認知症高齢者の増大の中で、国や自治体が取り組むべき重要なテーマだと考えます。

しかしながら、社会保障・税一体改革が打ち出した2025年の医療・介護の将来像の柱として位置づけられている地域包括ケアシステムは、「住み慣れた地域で最期まで」を逆手に取り、「自助」や「助け合い」の考え方を基本に、医療費・介護給付費をできるだけ削り込むことが可能な、「脱施設」、「在宅偏重型」のシステムであることを指摘しておきます。

つまり、国の予算削減ありきの社会保障・税一体改革の趣旨に沿うこと自体、社会保障を壊すことであり、地域包括ケアシステムは絵に描いた餅に終わるのではないのでしょうか。

また、意見書では、特養入所者の重点化による低所得・低資産の要介護高齢者の地域における受け皿づくりについて、市町村への支援の強化を求めています。低所得・低資産の人が要介護状態になったときに、最期まで入居できる施設は特養ホームしかありません。受け皿づくりというのであれば、特養ホームを増やすことを求めるべきです。

いま、高齢化の進展や貧困、社会的孤立の広がりのもとで、地域の「自助」、「助け合い」の機能そのものが困難になっているのが現状ではないのでしょうか。

高齢者や住民が望む地域包括ケアシステムは、社会保障・税一体改革の方向ではなく、医療・介護・社会保障の充実があってこそ実現できるということを述べて、反対討論といたします。

議員提出議案第 4 号

地域包括ケアシステム構築のため地域の実情に応じた支援を求める意見書の
提出について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 112 条及び鳥取市議会会議規則第 14
条第 1 項の規定により提出する。

平成 26 年 6 月 26 日提出

提出者	鳥取市議会議員	中 島 規 夫
	〃	桑 田 達 也
	〃	有 松 数 紀
	〃	児 島 良
	〃	中 村 晴 通
	〃	下 村 佳 弘
	〃	砂 田 典 男
	〃	島 谷 龍 司
	〃	平 野 真 理 子

鳥取市議会議長 湯 口 史 章 様

地域包括ケアシステム構築のため地域の実情に応じた支援を求める意見書

現在、本年度の診療報酬改定や国会における「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」（地域医療介護総合確保法案）の議論により、改めて地域包括ケアシステムの構築がクローズアップされているところです。

全国の自治体では、平成 27 年度からの第 6 期介護保険事業計画の策定に向けて、いわゆる 2025 年問題を見据えた保険料などに苦慮しながら取り組みを行っているところだ。

については、社会保障・税一体改革の円滑な進行のために、本年 4 月から引き上げられた消費税財源を的確に活用しながら、全国の自治体のそれぞれの実情に応じて、国の積極的な支援を図るよう、下記のとおり要望します。

記

- 1 医療・介護・福祉の良質な人材を確保するため国家戦略として抜本的な対策を講じること。特に介護人材については、2025 年に向けてさらに 100 万人のマンパワーが必要とされており、次期介護報酬改定に向けて的確な対応を行うこと。
また、外国人材の活用が議論されているが、現在の介護人材の社会的評価に与える影響を十分考慮し、慎重な議論を行うこと。
- 2 今回の診療報酬改定について、在宅訪問診療に係る改定が行われたが、市区町村の現場において集合住宅などへの訪問診療が大きな影響を受けることも想定されるため、改定の影響について実態調査を行い、適切な対応を行うこと。
- 3 地方自治法の改正により創設される連携協約制度の活用など、広域行政上の取り組み事例の周知など、市区町村への適切な情報提供に努めること。
- 4 社会保障・税一体改革の趣旨に沿い、平成 26 年度に引き続き、消費税を財源とする財政支援制度を拡充すること。また、本年度の基金については趣旨に沿い、適切な配分に留意すること。
- 5 特養待機者 52 万人という数字が発表されたが、特養入所者の重点化に伴い、自立した生活を送ることが困難な低所得・低資産の要介護高齢者の地域における受け皿づくりについて、市区町村への支援を強化すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 6 月 26 日

鳥取市議会議長 湯 口 史 章

内閣総理大臣
総 務 大 臣 様
厚生労働大臣